

住民監査請求に係る請求人の陳述

日時：令和8年3月24日(火)午前10時30分から

場所：浜田市役所5階 第1委員会室

1 住民監査請求の要旨

浜田市教育委員会が、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社との契約に基づく成果品について、契約上の納期後に履行された事実が判明したにもかかわらず、遅延損害金を請求せず、検査の適法性を再検証せず、当該支出を適法なものとして維持していることは、地方自治法第242条第1項にいう財産の管理を怠る事実に該当する。

(1) 請求の対象となる財務会計上の行為

ア 令和5年度「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務委託」に係る公金の支出
(契約金額：4,999,500円)

※住民監査請求の対象となる行為等

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得・管理・処分
- (3) 契約の締結・履行
- (4) 債務その他の義務の負担
- (5) 公金の賦課・徴収を怠る事実
- (6) 財産の管理を怠る事実

2 請求人の陳述